

# 令和2年第3回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：令和2年3月19日  
午後3時00分～午後4時30分  
場所：市役所市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和2年昭島市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

教育委員の皆様方におかれましては、総合教育会議に引き続きの御出席、まことにありがとうございます。

なお本日は、コロナウイルス感染症対策のため全員マスクを着用しての会議となります。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、なるべく一生懸命大きな声を出しながら進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。それでは早速、会議に入ります。

日程2、前回会議録の署名につきましては既に調整を終わり署名もいただいておりますので御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規程に基づく本日の会議録署名委員につきましては、3番の石川委員、4番の氏井委員よろしくお願ひいたします。

日程4、教育長の報告に移ります。

安倍首相は、2月27日、新型コロナウイルス感染症への対策として3月2日から春休みまで、全国すべての公立小中高等学校、特別支援学校等に対して休校を要請しました。以来、本日約4週間が経過をいたしました。この要請と文部科学省、東京都からの通知により、本市におきましても3月2日の4校時から公立小中学校の臨時休校措置に踏み切ったところであります。その期間、来週24日には小学校、25日には中学校が修了式を迎えることとなり、小学校では25日に卒業式を予定しておりますが、春休みに入ることとなります。

教育委員会といしましては、令和2年度の新学期に当たり、学校運営、教育活動をどうしていくのか、本日、予定されております国の専門家会議、対策本部の方針、ならびに東京都の方針を踏まえた上で、子どもたちにとってどのような対応が最善なのか、週明け23日月曜日の午前11時から教育委員会第2回臨時会を開催し決定してまいりたいと考えております。委員の皆様方にはよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症により、3学期の終盤は子どもたち、保護者の皆様、教職員、そして我々もですが日々手探りの中で未だかつて経験のない対応等に当たってきたところであります。しかし、小中学校、この1年間大きな事故もなく無事に教育活動が進められたものと考えております。

昨日は中学校6校の卒業式が執り行われました。規模を縮小し時間を短縮しての挙行となりましたが、今朝の東京新聞の報道にありますように、生徒たちは卒業式ができてよかったですと、また、保護者の皆様からも出席ができてよかったですとの声を頂戴したところでございます。

のちほど報告案件にもありますが、中学校3年生の中でまだ卒業後の進路が決定していない生徒がいます。早く進路が決まることを心から願っております。また、令和2年度の入学式は、予定では小学校は4月6日、中学校では7日に実施することといたしております。規模、時間等の課題はありますが、予定どおり執り行うことができると考えております。政府方針等に今後も注視して教育委員会として決定してまいりたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上であります。

また、教育委員会の名義使用承認は、お手元も資料のとおり3件となっております。

ただいまの報告について御意見等ございましたらお願ひをいたします。

よろしいですか。特ないようですので日程4を終わります。

次に、日程5、議事に移ります。なお、本日の報告事項5「令和2年度昭島市立学校校長・副校長等の一覧について」は非公開会議にて報告を済ませました。しがたいまして、初めに議案第6号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 議案第6号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」御提案申し上げます。

本件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第8条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を2月17日に開催し慎重に審査をした結果、令和元年度昭島市教育委員会表彰被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日、被表彰者決定について御審議をいただきたいと存じます。

それでは御説明申し上げます。

議案第6号の参考資料を御覧ください。一番後ろの16ページでございます。昭島市教育委員会表彰基準がございます。ただいまから説明いたします被表彰候補者につきましては、この表彰基準に該当した方々でございます。

それでは、各被表彰者の推薦調書により説明させていただきたいと存じます。まず、児童・生徒等の表彰でございます。

2ページにお戻りください。つつじが丘小学校4年生岩佐幸太郎さんです。表彰該当事由が、昭島市教育委員会表彰基準第2条第3号のイ、公的機関が後援する全国規模または関東規模の大会等で、入賞したものでございます。公益財団法人埼玉県体育協会が後援している「第28回全国小学生バドミントン選手権大会関東地区予選会」において第4位を受賞しました。

次に、表彰該当事由が、表彰基準第2条第3号のウ、公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位3位相当の賞を得たものについて、まとめて説明いたします。

3ページを御覧ください。拝島中学校1年生、徳竹陽乃さんです。公益財団法人東京陸上競技協会が主催する「第31回東京ジュニア陸上競技大会」の女子1年800mにおいて優勝しました。

4ページを御覧ください。拝島中学校1年生、長谷川朱里さんです。公益財団法人東京都水泳協会等が主催する「第67回東京都中学校学年別水泳競技大会」の1年女子100m自由形において第3位を受賞しました。

5ページを御覧ください。拝島中学校2年生、帶金紗彩さんです。公益財団法人東京陸上競技協会が主催する「第31回東京ジュニア陸上競技大会」の女子2年砲丸投げにおいて第2位を受賞しました。

6ページを御覧ください。拝島中学校2年生、花木愛海さんです。公益財団法人東京都水泳協会等が主催する「第67回東京都中学校学年別水泳競技大会」の2年女子100m背泳ぎにおいて第2位を受賞しました。

次に、7ページを御覧ください。拝島中学校3年生、山田聖さんです。山田さんも同じ大会である「第67回東京都中学校学年別水泳競技大会」の3年女子100m平泳ぎに出場して優勝しました。

8ページを御覧ください。フットベースボールチームのマキバオーです。表彰該当事由が、昭島市教育委員会表彰基準第2条第3号のイ、公的機関が後援する全国規模又は関東規模の大会等で、入賞したものでございます。市川市等が後援する「第18回関東フットベースボール連盟大会」で準優勝しました。

次に、表彰基準第2条第3号のウ、公的機関が主催する上位3位相当の賞を得たものでございます。9ページ、光華ミニバスケットボールクラブです。公益財団法人東京都体育協会等が主催する「令和元年度東京都スポーツ少年団大会」のミニバスケットボール競技男子の部に出場し、準優勝しました。

10ページの光華女子ミニバスケットボールクラブです。こちらも、同じ大会である公益財団法人東京都体育協会等が主催する「令和元年度東京都スポーツ少年団大会」のミニバスケットボール競技女子の部に出場し、第3位を受賞しました。

続きまして、職員の表彰でございます。表彰該当事由が、表彰基準第4条第1号のイ、昭島市立学校の校長として4年以上勤務し、市内で退職した者ということで3名いらっしゃいます。

11ページの武藏野小学校校長の岡部操様、12ページの昭和中学校校長の中島理智様、13ページの福島中学校校長の長野基様でございまして、本年3月31日をもって退職される方々でございます。長年にわたり校長として御尽力いただき、本市の教育の発展に貢献をいただきました。

以上、簡略な説明でございますが、被表彰者の決定につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 議案第6号について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議案といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（吉成嘉彦） 議案第7号「昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」提案申し上げます。

令和元年12月に改正された、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条では、服務を監督する教育委員会が、教員の健康・福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めることとされており、これに基づき、文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、そのほか教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るた

めに講すべき措置に関する指針」を告示しました。

本指針の中で、業務を行う時間の上限時間に関しては、本議案及び資料の新旧対照表に示すとおり、1カ月の時間外在校時間については45時間以内、1年間の時間外在校時間は360時間以内と示されています。また、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1カ月の時間外在校時間100時間未満、1年間の時間外在校時間720時間以内が示されております。昭島市教育委員会においても本指針に準じた上限時間を示す考えでございます。

また、服務を監督する教育委員会においては、在校等時間の上限方針を規則等で定めることとされています。具体的にどの規則等において規定することが適切か、という判断は各教育委員会に委ねられているところですが、東京都教育委員会からは、この改正に関して「学校の管理運営に関する規則」に加えることを想定した例示が示されました。昭島市教育委員会では「昭島市立学校の管理運営に関する規則」に加えることとし、同規則の一部を改正する規則を議案として提出いたしました。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第7号について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） この規則を、このようにするというふうになった経緯とその意図は理解したんですけども、これは実際のところ、先生方タイムカードとかがあって、時間的には調査することができると思うんですが、どのぐらいの割でというか、毎月調査されて、実際にそれをどうやって指導していくのかというか、超えそうになったら注意するとか、あるいはもしどうしても超えてしまった場合は、御本人、あるいはそこの校長先生なりが何か指導されたりとかというような、どういった形でそれを現実的なものにしていくのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○指導課長（吉成嘉彦） 教員の出退勤の管理につきましては、今年度からタブレットを職員室の入口の所に置きまして、教員が出勤した際にタブレットを押す、退勤する際にもタブレットを押すということで、実際の在校時間がわかるようにしております。その時間につきましては、各教員の机上にあります配布された端末、パソコンで自分の時間外の在校時間等を含めて、どのぐらいかということをまず確認することができるので、まず、自己管理ができます。ただ、それだけでは足りない部分もありますので、管理職が毎日教員の在校時間についてしっかりと観察をし、かなり多くの日数で時間外の教員がいる場合にはしっかりと指導をしているところです。ただ、どうしてもなかなか仕事が終わらないという教員につきましては、管理職の指導だけではなく月100時間を超えるような教員がいた場合には産業医のほうに連絡をして面談を受ける等の面談指導を多くやっているところです。いずれにしろ今のところこういった出退勤の管理をしっかりとやらせていただいていて各学校におきましても教員の働き方改革に関する目標を教員個人においてもつけさせていただいているところでございまして、その管理につきまして

は順調に進んでいるところでございます。

○委員（紅林由紀子）　御説明ありがとうございました。ということは、実際、今はここからオーバーしてしまうような、産業医にからなければいけない先生方はあまりいないというふうに理解をすればよろしいですか。

○指導課長（吉成嘉彦）　今年度、昨年度において、中学校において1名、そういう教員がおりまして、その教員には産業医のほうに面談ということで実施したところでございます。そのあとは今のところ出現はしておりません。

○委員（紅林由紀子）　わかりました。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男）　氏井委員、いかがですか。大丈夫ですか。

ほか、特にございませんか。では特にないようでございますのでお諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男）　御異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決しました。

次の、議案第8号「昭島市教育センター設置及び運営に関する規則」、議案第9号「昭島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則」、議案第10号「昭島市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則」につきましては、審議内容に関連性がございますので一括して議題にしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○主任指導主事（長崎将幸）　初めに、議案第8号「昭島市教育センター設置及び運営に関する規則」について御説明いたします。

本規則は、昭島市教育福祉総合センター条例第16条第2項の規定に基づき、教育センターの設置及び運営に関する規則を新たに定める必要があるため御提案するものです。

規則の内容としましては、第1条に目的及び設置、第2条に位置、第3条に事業、第5条に休館日、第6条に施設について定めております。これをもとにそれぞれの教育相談室、適応指導教室の設置規則を改正するもの物となります。

次に、議案第9号「昭島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本規則につきましては、教育相談室が現在設置している昭和町分室からアキシマエンシスに移転することに伴い改正が必要なことから御提案するものです。改正する内容につきましては、考資料の新旧対照表を御覧ください。

初めに、第1条の位置をアキシマエンシスの住所に変更いたします。次に、第2条第4項についてですが、こちらにつきましては、教育委員会が出席停止の措置を講じた場合の相談機関として、教育相談室がその相談を担うこととなります、学習指導につきましては、学校と指導課の指導主事が担う部分となるため、この文言を整理し見直しを行いました。

次に、第2条第5項につきましては、このあと御提案いたします適応指導教室の名称変更に伴い改正を行うものです。

次に、第5条の2及び第8条につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まることに伴い、文言の整理を行ったものです。

次に、議案第10号「昭島市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。本規則につきましては、適応指導教室の名称を、学校復帰のみでなく社会的自立に向けた支援も含めて支援を行う機関としての位置付けを明確にするために、教育支援室と変更することと、現在、玉川会館に設置している「たまがわ適応指導教室」と昭和町分室に設置している「もくせい適応指導教室」がアキシマエンシスに移転することに伴い、規則の改正が必要なことから御提案するものです。

改正する内容につきましては、参考資料の新旧対応表を御覧ください。

初めに、規則名を昭島市適応指導教室設置規則から昭島市教育支援室設置規則に変更します。

続きまして、第1条では、学校復帰に加え、社会的自立の支援を図ることを明記し、名称を教育支援室に変更するというものです。

第2条は位置の変更と名称を変更しています。今まで使用しておりました「たまがわ」「もくせい」についてはなじみのある名称であるため、適応指導を削除し、教育支援室たまがわ教室、もくせい教室と変更を行いました。

次に、第3条の事業内容、第7条の職員及び職務に社会的自立に向けた支援に関する内容を追加しました。

次に、第7条の4及び第9条の内容につきましては、教育相談室設置規則と同様に令和2年度から会計年度任用職員制度が始まることに伴い、文言の整理を行ったものです。その他の改正箇所につきましては、適応指導教室を教育支援室への名称変更に伴い文言整理をおこなったものとなります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第8号から議案第10号まで説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。いかがですか。

○委員（紅林由紀子） ただいま、御説明いただきました点について2点御質問させていただきたいんですけれども、まず1点目は、教育相談室の新旧対照表の第5条3の委嘱から任命に変わってと御説明いただいた部分がちょっと理解できなかったので、多分、採用の形というか給与の支払いの関係か、引き継ぎが少し変わるとかなと、それは市のシステムのことなんだと思いますけれども、それによって具体的に相談員さんとか教育支援室での先生もそうですけれども、どう変わるのかということが、支払いの仕方が変わるという以外に何かありましたら、手法を教えていただきたいというふうに思います。

あともう1点は、教育支援室の新旧対照表において、第9条の部分で9の場合に入室の手続きの時に教育相談室と相談してという、在籍校及び教育相談室といふふうな位置づけになって、入室退級とかの時に教育相談室も含めてという形になっていたように読めるんですけども、今度の新しいほうは教育相談室という

ところはなくなっていて、教育支援室と在籍校という位置づけになっているんですけども、ということは、ここには今後、多分、教育支援室は別組織になっていると思うんですが、教育相談室は通さずに、教育支援室独自に在籍校とやりとりをするのかという、その手続きというか何か形がこここの部分で変わってくるのかどうかという、教育相談室と教育支援室の関わり方、これに何か変化が起きるかどうかということをお尋ねなんですかとお願いいたします。

○主任指導主事（長崎将幸） まず、2点目の所なんですけれども、来年度から会計年度任用職員制度が始まりますので、今まで嘱託として委嘱をしていたものがすべて会計年度による職員になっていくということで、委嘱から任命というような形に変わっております。報酬等の規程につきましては、市の職員課のほうですべて否定していくことになることになっているので、こちらの設置規則からは条文を削除したという経緯がございます。

支払いの方法につきましては、特段、変更はないんですけれども、会計年度任用職員になることによって期末手当が出るといったような一般的な処遇改善がこちらにも適用されるというような状況になっているところでございます。

○教育長（山下秀男） 法律の適用が変わったということなんです。委嘱から任命ということで。今までは 非常勤務職ということで委嘱だったんですけれども、今度は臨時職員と同じような位置づけで、臨時職員はすべて会計年度任用職員に移行されますので、それに伴う措置ということで変わったところであります。

続けてお願ひします。

○主任指導主事（長崎将幸） 続きまして、2点目の教育相談室の関わりというところなんですすけれども、設置規則のところでは相談室ということが明記されていましたが、現在の手続きのところですとやはり学校が、今度新しく始まる教育支援室に行けるかどうかということがはっきりとわからないと、連携等も取れないということで、必ず学校と教育支援室が協議をしながら利用については決めていくというような形の仕組みを明確にするために、このような形で整理をさせていただきました。

教育相談室につきましては、当然、悩みを抱えている児童・生徒は教育相談にかかることが多いと思いますので、そこについては保護者の了解を得ながら情報共有の同意をいただきながら、その声を拾ってどのような支援が必要なのかとかいうことについては情報共有を図りながら支援をしていきたいというふうに考えています。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ということは、入室、退室に関しては元から教育相談室は直接はかかわっていなかったということなんですか。直接、今までの適応指導教室となりますけれども、と、学校とのやりとりでされていたという、教育相談室は入口に過ぎないというか、手続き自体はどうなっていたんでしょうか。

○教育長（山下秀男） 基本的には変わらないんですよね。

○主任指導主事（長崎将幸） この設置、規則を定めたときには、教育支援室から直接つなぐというパターンもあったのかもしれないんですけども、ここ数年はやはり学校と密に連絡を取りながら適応指導教室を利用して学校復帰に向けてやっていきましょうというケースが多かったので、やはり学校が新しく始まる教育支援室に入ってどのような支援をしていくか、学校復帰を目指すのか、それともここで進路選択まで含めて支援を受けていくのかというところについても情報共有が必要ということで学校と必ず相談をしてほしいということで、まず学校について必ず連携するという形に変更したというような状況でございます。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの任用の件なんですけれども、処遇改善につながるという部分があるのかどうかというところで、例えば相談員のカウンセラーの相談員の方が、例えば年度が変わったときに、変わってしまう、おやめになって変わってしまうという話を以前聞いたことがあるんですけども、このことによってそれが少し改善されるとか、そういうことはないですか。

○主任指導主事（長崎将幸） 会計年度の任用なので、従来と同じように年度ごとの方針という形にはなりますが、こちらとしても継続性が必要でありますので、残っていただけの方にはなるべく残っていただけるような働きかけは今後もしていきたいというふうに考えています。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

特にございませんか。それではお諮りいたします。本3件につきましては原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 異議なしと認め議案第8号から議案第10号につきましては原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「令和2年度昭島市立学校の教育課程の受理について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○指導主事（水谷延広） 議案第11号「令和2年度昭島市立学校の教育課程の受理について」御説明申し上げます。

本案件は、昭島市立学校の管理、運営に関する規則第13条に基づき、令和2年度の教育課程が提出され、御承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。

各校とともに、令和元年度の学校評価における教育活動に対する成果と課題を踏まえ、令和2年度の教育活動において取り組む計画としての教育課程の編成となっております。

また、昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針、「第2次昭島市教育振興基本計画」、「令和2年度昭島市立学校における教育課程編成基準」等を踏まえ編成されております。教育課程編成状況の概要につきまして、小・中学校に共通する令和2年度の重点を4点御説明申し上げます。

1点目は、学校の教育目標についてです。各学校の教育目標は、児童・生徒や学校、地域の実態に応じて育成を目指す児童・生徒の姿を具体化して示しております。具体的には、調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を図るために、「知・徳・体」の3点について、それぞれ具体化して示しております。

2点目は、確かな学力の定着に向けた授業改善です。各教科等の指導に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校で主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、組織的に授業改善を行い、児童・生徒の言語能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成に努めてまいります。あわせて、児童・生徒に確かな学力を定着させるため、引き続き、学力調査等を活用して児童・生徒の状況を的確に分析、把握し、全教員で課題を共有した授業改善も行ってまいります。また、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を過ごすことができるよう、「昭島市立学校のユニバーサルデザイン」を活用し、子どもにやさしい教室環境、子どもにやさしい学習環境、子どもにやさしい授業改善にも取り組んでまいります。

3点目は、豊かな心の醸成についての取組です。道徳教育の推進に当たっては、全ての小中学校で「特別の教科道徳」の指導をすでに全面実施しております。各校で道徳教育推進教師を中心に全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて組織的で一貫した道徳教育を展開するとともに、自尊感情を高める指導を行ってまいります。また、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認められる児童・生徒を育成する人権教育の充実を図ってまいります。

4点目は、健やかな体の育成に向けた取組です。体育・保健体育の指導においては、体力・運動能力に関する調査の結果を踏まえ、児童・生徒が適切な運動の経験を通して体力向上を図ることができるよう系統的な指導を行っていき、あわせて本市で作成した「元気アップガイドブック」を効果的に活用しながら、児童・生徒が運動を楽しみ主体的に取り組むことを重点においてまいります。

また、オリンピック・パラリンピック教育においては、令和2年が大会や関連事業を直接・間接に子どもたちが支え、体験する取組を行うなど、本教育の集大成の一年となることから、これまでの5年間にわたる本教育を総括し、大会終了後はレガシーとして各学校の教育活動に引きつがれるよう、取り組んでまいります。

指導時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため、若干の時数の余裕を設けておりますが、各学校においては、児童・生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて設定していることをあわせて報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第11号についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがですか。

○委員（石川隆俊） 一言いいですか。まいとしタイムなものをいただきまして、とても全部通していいなということは難しいのですが、これをおつくりになるのは、各学校のいわゆる校長先生を中心になさるのかということが一つ、つまり執筆する方ですね。それからもう一つ伺いたいのは、校長先生がかわった場合学校方針なんかがかなり変わることがあるんでしょうか。

○指導主事（水谷延広） 各学校の教育課程につきましては、校長のリーダーシップのもと全教員で作成するということになっています。

それからもう1点目が、校長先生がかわられた場合につきましても、もう既に教育課程はでき上がって教育委員会でも受理しているところなので、変わったとしてもその年度についてはこの教育課程に基づいて行っていくということです。基本は合わせることになります。

○教育長（山下秀男） 校長先生の交代によって変わるというものではないということですね。年度ごとに取り扱っております。

ほかにいかがですか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 小学校の新学習指導要領の本格実施ということで、その当たりが教育課程に反映されているのはもちろんだと思うんですけれども、具体的にはどういったところで特徴的に反映されているかということが、何か特徴的なことがありましたら教えていただきたいんですけども。ちょっとここから私が言うのも何を言うかよくわからなくなってしまうので。

○指導主事（水谷延広） 小学校につきましては、いくつか特徴があるんですが、1つはプログラミング教育というのが来年から全校で実施するとなっています。学校によって書いてある場所等は違うんですが、指導の重点の各教科の所にも書いてあって、例えば、プログラミング教育については各教科との関連を図りながら行っていくというようなところが記載はあります。

それから、外国語活動につきましても本市におきましては、既に今年度から始めているところではあるんですけども、外国語活動につきましてもコミュニケーション能力の素地を高めるための素地の基礎として行うということで具体的にネイティブスピーカーなどの外部の人材を活用しながらとか、補助員の御協力を得ながらということを考えているというところがあります。

あとはその他、いろいろありますが新学習指導要領を踏まえたポイントですが、教育課程編成基準の昭島市の4つのプランの中にも書いてありますように、西班牙についてはすべての学校に書くようにというふうにこちらでも指導をしております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（山下秀男） 令和2年度中学校において指導力向上授業というのを元年度は昭和中学校で展開したんですけども、2年度については福島中学校で取り組んで

いくということになっておりまして、これを続けることによって授業力向上を図る予算のほうに組み込むということあります。

ほかにございますか。

よろしいですか。それでは特ないようでしたらお諮りしたいと思います。本件につきましては原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（山下秀男） 御異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「昭島市青少年委員委嘱について」議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 議案第12号「昭島市青少年委員の委嘱につきまして」、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

昭島市青少年委員は、設置条例の規定に基づき、青少年教育の振興を図るため、青少年の余暇指導、青少年団体の育成等に携わっていただく方々お願いしております。定数は20人以内とし、任期は2年でございます。

今月末をもって、現委員の任期が満了することから、次期青少年委員を委嘱する必要があるため御提案させていただくものでございます。

資料の表を御覧ください1番から裏面の15番までの方々に青少年委員を委嘱するものでございます。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなります。今回委嘱いたします委員15人すべての方が前期に引き続き継続して就任していただきますことから、経歴等の紹介は省略させていただきます。

なお、現在、未選任となっております2学校区を含む委員につきましては、早期に御就任いただけるよう努めてまいります。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議賜りますよう、お願ひ申し上げます

○教育長（山下秀男） 議案第12号についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですか。特ないようすでにお諮りしたいと思います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（山下秀男） 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり決しました。

次に、議案第13号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」議題といたします。

○議案第13号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱につきまして」提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

昭島市スポーツ推進委員は、「昭島市スポーツ推進委員に関する規則」に基づき、市民へのスポーツ推進を図るため、スポーツに関する深い関心と理解を持った方を委嘱しております。委員の定数は18名以内とし、委員の任期は2年でございま

すが、令和2年3月31日をもって任期が満了することにともない、次期スポーツ推進委員を委嘱する必要があるため提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料を御覧ください。今回委嘱する人数は18名で、そのうち新たに委嘱する方は、裏面の13番、田中道雄さんから18番、高松亜子さんの6名となり、その他12名については、再任の方々です。

新たに委員として委嘱される方々につきましては、スポーツの指導員をされている方や、PTAの役員をされていた方、子ども会の役員をされていた方など、さまざまな形で地域での活動に取り組まれております方々に、今回御応募いただきました。

なお、任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。

以上、簡略な説明で恐縮でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第13号の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

いかがですか。

よろしいですか。特ないようすでにお諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 異議なしと認め議案第13号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項1 「新型コロナウイルス感染症における市の対応について」説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1 「新型コロナウイルス感染症における市の対応について」御報告申し上げます。

先ほど総合教育会議で報告がありましたので簡略に御報告させていただきます。報告資料1を御覧ください。

1、昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてでございますが、3月17日時点までに10回の開催をしております。基本的な考え方といたしましては、市が主催する市民を対象とした行事等（会議を含む）は市民の命と健康を守る観点から3月31日まで原則中止、または延期をするという方針で下記の対応をしております。

続きまして、次のページの2ページになります。2、学校関係の対応についてでございます。市立小中学校の臨時休校措置等につきましては、3月2日の3時間目まで授業を行い、午後から春季休業まで臨時休校としております。2ページ下段の小学校の校庭開放と3ページの小中学校の学校図書館開放についてでございますが、校庭開放と学校図書の開放を実施しております。

次に、4ページでございます。3、他の施設の対応についてでございますが、次のページ移動図書館車の巡回を3月17日から記載のとおり再開しております。

次に4、市の対応等について、市民への周知等につきましては市公式ホームページに特設ページを開設するなど情報提供につとめております。

報告のほうは以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項1の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがですか。

3月5日から小学校の校庭開放が始まりまして、3ページの表にあるように連日1,000人を超える小学校の児童たち校庭開放を利用しているということでございます。校庭開放の時を活用して、先生方も児童といろいろなコミュニケーションが取れるということで非常にそういう点もフェイストゥフェイスで子どもたちの様子がわかるということで教員の皆さんにも好評ということでいい機会となっているようでございます。

それから特別な支援を要する児童・生徒への対応ということで、これもこの表にあるとおり特別な支援を要する児童ですね、人数としては少ないですけれども、特に特別支援学級のお子さんたちについて、かなりの割合で登校していると。それに対して教員が対応しているという状況がございます。

校庭開放については、3月5日から資料上は25日までとなっておりますけれども、学校図書館の開放に合わせて3月27日まで延期としたところでございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、こういった情報提供というのは「広報あきしま」を通じたり、それから市の公式ホームページ、それからツイッターを通じてなるべく周知を図つていろいろなメディアを使って記事を載せたりしているんですけども、どうしても環境によってそれが御覧になれない方もいらっしゃいますし、こここのところの対応としては自治会連合会経由で自治会のほうにお願いをして回覧で学校の休校措置のお知らせと、それから地域の皆さんにも、ぜひ子どもたちの見守りをしてほしいというような文面を回覧状でお願いをしまして、それが多分、回覧なのでなかなか、ぱっとは回らないみたいですが、場合によっては卒業式、中学校卒業式が終わっちゃってからというようなところもあるようすれども、それは紙の媒体として皆さんに見ていただけるようにしています。

○委員（紅林由紀子） 本当に校庭開放をしていただいてありがたかったというか、子どもたちも元気に校庭に向かっていましたし、よかったですと思うんですけども、多分、こういう校庭開放のお知らせとかは、学校の今、緊急メールというか多くの学校も使っていらっしゃると思うので、そういうところから回ったと思うんですけども、そういう絶対お知らせしなければいけない、お知らせも層ですけれども、こういったメールや学校のホームページなどを通じて、やっぱり家にいる子どもたちに、皆で頑張ろうねじゃないですかとも、そういったメッセージとか、ホームページとかだったら、例えば学年ごとにこの課題はもうやったかなとか、そういう呼びかけとかもできると思いますので、そういう、できれば結構今、スカイプとかあるように結構そういうものを使っている自治体もあるみたいですれども、それはすべての家庭でできることではないと思いますけれども、

こういう遠隔でのコミュニケーションの取れるツールを、今の時代ならではの道具を使って、なるべくコンタクトを切らさずに続けていただきたいなというふうに思います。

○指導課長（吉成嘉彦） 今、委員がおっしゃったところなんですけれども、私も全校のホームページを全部見させていただいたところです。今回、緊急事態ということで新型コロナの影響で子どもたちのことを心配されている学校、全校なんですけれども、特に印象に残ったのは共成小学校が、新型コロナのために子どもたちにそれぞれの学年、養護教諭、専科教諭がメッセージを発信しているというのがありました。全校で、恐らくいろいろな学校のホームページを見ながらいろいろヒントにしながらやっているという取組も見られますので、今後、臨時校長会もありますのでそういう紹介をしていきながら子どもたちのエールということでお伝えできればと思っています。

○委員（紅林由紀子） はい、よろしくお願ひいたします。

○教育長（山下秀男） できるだけ対話をしていくということが大切なかなと思います。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの総合教育会議でも言わせていただいたんですけれども、子どもたちの、一番心配なのはやっぱり生活リズムだというふうに思いますので、それをなるべく崩さないためのいろいろな取組をお願いしたいなというふうに思っています。

○教育長（山下秀男） 御意見ということでおろしいですか。

○委員（紅林由紀子） はい。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。よろしいですか。

○委員（氏井初枝） 学校と子どもたちのつながりを続けていくということで、紅林委員の意見に賛成なんですけれども、テレビのほうでも主に6年生の担任の方が、テレビを見ている、御自分の学校の6年生に向けての発信を毎日続けてやっている番組があるんですね。そういうのというのは、すごく見ている子どもたちにインパクトが強いと思いますし、そういう具体的な、僕に、私に寄せられているんだということがあると、子どもたちはすごく嬉しいと思うんですね。学力のことが心配だと家庭でも学習するようにという流れがある中で、通常の学校の中では先生がいろいろ自分のやったことに対して丸をつけてくださったりコメントがある、学校が休校になってしまふと、そういうのがなくなるので全くやる気がなくなってしまうというようなコメントを言っている子どもの声も聞いたことがあるんです。ですから、やっぱりいろいろ手段を講じて学校は休みではあるんだけれども、先生と自分がつながっているんだということが子どもが感じられるようにということに重きを置いていただけたらなというふうに思います。

○教育長（山下秀男）　御意見で。つながりということですよね。ありがとうございます。  
ほかにございますか。

よろしいですか。それでは特ないようですので、以上で報告事項 1 を終わります。

次に報告事項 2 「昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

○庶務課長（加藤保之）　報告事項 2 「昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令について」御報告いたします。

報告資料 2 でございます。こちらにつきましては、これまで係長以上の職員等に防災服の貸与を行っておりましたが、災害時には全職員が対応に当たることから、全職員が防災服を着用できるよう昭島市職員被服等貸与規程の一部の改正されたため、これにあわせて、昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正いたしました。以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項 2 の説明が終わりました。質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特ないようですので報告事項 2 を終わります。

次に、報告事項 3 「令和 2 年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之）　報告事項 3 「令和 2 年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」御報告申し上げます。

報告資料 3 でございます。この内容につきましては、3 月 16 日から 3 月 18 日までの予算審査特別委員会で審議が終了しており、3 月 26 日の市議会本会議で採決いただくものとなっております。

まず 1 ページですが、予算の編成方針と市の主要事業が記載されております。2 ページは歳入の概要、3 ページでは 5 カ年の市税の推移及び一般財源額等の推移が記載されております。

4 ページには歳出の概要が目的別に示されており、10 款、教育費の歳出につきましては、拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事、2 億 1,800 万円や清泉中大規模改修（外壁改修）1 億 2,500 万円などの増があるものの、アキシマエンシス整備事業 28 億 9,800 万円の減などにより、対前年度比 27.2% の減となっております。次の 5 ページにはその主な増減要因の記載をしております。

6 ページは、性質別歳出を、7 ページにはその主な増減要因を記載しております。8 ページは前年度の教育費との比較を科目別に示しております。

次に、9 ページと 10 ページでございます。学校教育部における主要事業について、1 として学校施設整備事業を、2 として学校施設整備事業以外の事業について課別に記載いたしております。

11 ページと 12 ページには生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載をしております。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項3の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

4ページ、目的別歳出ということで下の囲み、元年度、2年度と各款ごとの予算を取りますけれども、10款、教育費については22億867万5,000円の対前年度比の減ということになっております。率にすると27.2%、かなり大きな減に見えるんですけれども、これは御案内のとおりアキシマエンシスの整備事業が終わりまして、令和2年度にはその整備費用が計上されていないというところが、主にそういう理由で大幅減になったところあります。しかしながら、先ほど申し上げましたように昭島市独自の指導主事1名増員とか、それから支援員、介助員等の賃金単価アップとか、それからデジタル教科書の導入とか、かけるところには手厚く盛り込んだ予算となっております。その点を御理解いただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告事項3を終わります。

次に報告事項4「令和2年度予算編成における昭島市議会各会派からの要望に対する回答〈教育委員会関係〉について」説明を御願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項4「令和2年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望事項〈教育委員会関係〉について」御報告申し上げます。

報告資料4でございます。令和2年度の教育委員会関係新年度予算編成に対しまして、自由民主党昭島市議団、公明党昭島市議団、みらいネットワーク、共産党昭島市議団の4会派から要望事項がございました。その要望内容及び回答につきましては、報告資料4に記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項4の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

内容的には例年継続しての御要望、それからまた新たに新しい項目としての御要望ということで、それで少ないんですね。御要望に添った形で教育委員会としてできるところは対応していくということで、今まで継続してというところであります。また教育委員の皆様にもこういう要望が出されているということもよく御確認をいただきまして、また次の対応へつなげていきたいと思いますのよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。それでは特にないようですので報告事項4を終わります。

次、報告事項5につきましては非公開で報告が済んでおります。

報告事項6「令和元年度昭島市立中学校における進路決定の状況について」説明をお願いいたします。

○指導主事（水谷延広） 報告事項6「令和元年度昭島市立中学校における進路決定の状況について」御報告申し上げます。

令和2年3月2日に都立高等学校第1次募集及び分割前期募集の合格発表が行われました。3月2日現在、男子434名、女子397名、合計831名のうち、男子416名、女子387名、合計803名が進路決定をいたしました。

3月2日現在の進路決定者の割合はおよそ96.6%でございます。昨年度同時期の進路決定者の割合は95.9%であり、昨年度よりも高い割合となっています。

進路未決定生徒のうち27名が進学を希望しており、各学校では都立高等学校定時制二次募集等、出願に向けての準備を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項6の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 傾向としてお伺いしたいんですけれども、都立と都立以外の割合ですが、今までの流れから言って、大体このぐらいの割合なのか、結構、今、都立も定員割れする都立もあるということも聞きますし、大体、昭島においては大体この都立と都立以外という割合はそれほど変わらないのか、どっちのほうが市立のほうが増えているというような傾向が昭島でもあるのかどうか、その辺がおわかりになるようでしたら教えていただきたいんですけれども。

○指導主事（水谷延広） 特に大きく都立高等学校とそれ以外の学校の進学が大きく変わっているというところはないというふうに認識しております。基本的には、都立学校の進学が多いということです。割合については変わっていないというふうに認識しております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（山下秀男） 最終の2次の発表っていつなんでしたっけ。4月にずれ込んでるというのがあるんでしたよね。定時制とか。

○指導主事（水谷延広） 都立高等学校の場合には通信制の高校が4月に入ってからの合格発表になりますので、そこで都立高等学校については終了と。また私立につきましても、2次募集、3次募集と定員割れした場合にはありますが、基本的には3月中で終わる。若干ですけれども4月に入っているところがあります。いずれにしましても、進路につきましては進学する場合には4月の第1週ぐらいには決定するということです。

○委員（白川宗昭） 未決定の方は、まだ28名と書いてありますけれども、いつももうちょっと少ないような気がしていますけど、コロナの影響とかそういうこともあってそういうことになっているんでしょうか。去年までの例がわかりませんけど、全体としてどんな感じなのか。コロナの影響があるのかどうかということですね。それも含めて。

○指導主事（水谷延広） 特にコロナの影響等はないというふうに考えております。3年生の指導内容についても、学校で指導する内容についても、例えば主要5教科等につきましては、大体入学選抜試験が行われる前に終了しておりますし、例えば未履修であった内容が出たためにできなかつたとか、そういうことでもないですし、特にコロナウイルスの関係でということではないと思います。

ただ、前年度と比べますと、進路決定者の人数としては少なくはなっているということです。ただ、あと割合についても進路決定者については増えているというところがあります。いずれにしましてもコロナの影響はないというふうに考えています。

○教育長（山下秀男） もう一度割合と。

○指導主事（水谷延広） 96.6%、本年度。前年度が95.9%。

○委員（白川宗昭） じゃあ大して変わらないということですね。

○教育長（山下秀男） 1%ぐらい。ほぼ同じくらいですね。

よろしいですか。よろしいですね。それでは報告事項6を終わります。

次に、報告事項7「昭島市立小中学校の学校医及び学校薬剤師の委嘱について」説明をお願いいたします。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項7「昭島市立小中学校学校医学校校薬剤師の委嘱について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。平成31年4月1日付で昭島市立富士見丘小学校の内科学校医を委嘱した永山悦朗氏、拝島第三小学校および拝島中学校の眼科学校医を委嘱した石綿丈嗣氏、つつじが丘小学校の学校薬剤師を委嘱した田代教昌氏、昭和中学校の学校薬剤師を委嘱した石川雄二氏より、令和2年3月31日をもって辞職する旨の届出がございました。

そのため、後任の学校医および学校薬剤師を選出するにあたり、各校の学校長から推薦書をいただきました。委嘱予定の学校医および学校薬剤師は報告資料に記載したとおりでございますが、経歴等について御説明させていただきます。なお、眼科の八尾雅章氏、浅見美貴氏については、他校においても学校医として従事されていますので説明は割愛させていただきます。

まず学校医についてですが、富士見丘小学校の山上賢治先生は、平成8年に日本大学医学部を卒業、医師免許を取得し、日本大学医学部に入局されました。その後、国立病院災害医療センター等の医院の勤務ののち、平成29年に拝島やまかみクリニックを開業され、現在に至っております。

次に、学校薬剤師についてですが、つつじが丘小学校の田代雄大氏は、平成25年に東京薬科大学を卒業され、薬剤師免許を取得し、株式会社パル・オネストに入社されました。その後、長瀬薬局に入社、有限会社たしろ薬局に入社し、現在に至っております。

昭和中学校の鏑木慎太郎氏は、平成20年に帝京大学薬学部を卒業され、薬剤師

免許を取得し、パンダ薬局府中店に入社されました。なお、令和2年4月よりかぶらぎ薬局へ入社することが決まっています。

委嘱予定者の任期は昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の任用、職務に関する規則第2条第4項に基づき、前任者の残存期間である令和3年3月31日までとします。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項7の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

任期は前任者の残任期間ということですので、よろしくお願ひいたします。

特にございませんか。それでは報告事項7を終わります。

次に、報告事項8「令和2年度昭島市学校給食費会計予算について」説明をお願いいたします。

○学校給食課長（原田和子） 報告事項8「令和2年度昭島市学校給食費会計予算」について、説明させていただきます。

お手元にお配りしております報告資料「令和2年度昭島市学校給食費会計予算及び説明書」の1ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入、歳出それぞれ4億3,145万5,000円、対前年度比418万4,000円の増となっております。歳入の内訳ですが、第1項給食費につきましては、4億1,614万3,000円を計上いたし、対前年度比12万8,000円の増となっております。第2項、給食費補助金につきましては、児童、生徒1人1食あたり6円の補助で、922万5,000円を計上いたし、対前年度比2,000円の増となっております。第3項繰越金につきましては、令和元年度の支出状況から、606万2,000円を計上いたしました。こちらにつきましては、休校に伴う学校給食費の還付を3月26日に行いますが、その還付金額を差し引いております。

続きまして、歳出でございますが、歳入全てが給食材料を購入する費用となりますことから、歳入合計4億3,145万5,000円を計上いたしております。

次に、2ページ(1)歳入では、説明欄に共同調理場と自校給食校の調定見込額等を記載しております。3ページ(2)歳出では、令和元年度の実績から給食食材の品目ごとの購入見込額を説明欄に記載しております。

4ページ、5ページにつきましては、学校給食費の内訳、補助金の内訳、6ページにつきましては、歳入予算の共同調理場・自校給食校別の内訳を記載しております。

以上、令和2年度昭島市学校給食費会計予算について、報告させていただきました。

○教育長（山下秀男） 報告事項8の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告事項8を終わります。

次に、報告事項9「臨時休校に伴う学校給食費の返金」について説明をお願いいたします。

○学校給食課長（原田和子） 報告事項9「臨時休校に伴う学校給食費の返金について」  
説明させていただきます。お手元にお配りしております資料を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休校措置に伴い、学校給食を3月2日、月曜日より中止いたしましたので、学校給食費を返金することいたしました。これは、昭島市学校給食費会計規則第6条第1項第6号で、教育委員会または学校において給食を中止したときは、給食費は日割りで算定し、同規則第7条で納入済みの給食費との差額が生じたときは、当該差額を保護者に返金するとされていることからいたすものです。返金額については記載のとおりで、3月の予定していた日数に一食単価を乗じた金額となります。学校給食費振替口座に3月26日に振り込む予定で、事務を進めております。

文部科学省からも、保護者に返還するよう要請の通知がございまして、振り込み手数料につきましては、国の補助金「学校臨時休業対策費補助金」により補助されます。

以上です。

○教育長（山下秀男） 報告事項9の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項9を終わります。

次の報告事項9「昭島市教育委員会関係行事予定（4月から7月）」につきましては資料配付のみとさせていただきますが、御意見等がございましたらここで受けたいと思います。

よろしいですか。それでは、その他として委員の皆様から全体を通して何かあればお願ひしたいと思います。

○委員（紅林由紀子） 全体を通してと言うか、先ほどお伺いし忘れしまったんですけどもよろしいですか。

一般会計予算の中の、中学生海外交流事業が計上されておりまして、去年できなくて、ことしほは実施の予定ということになっているんですけども、このコロナウイルスの関係で、結構今、そういうことを予定されていた、春に予定されていた海外の派遣事業みたいなものが軒並み中止になっているというような状況で、これは夏毎年夏ですけれどもこの先どうなっていくかわからないわけなんですけれども、中止を判断するタイミングというか、それによっては予算は全然使わないで済む、使わないでそのまま残るような形になるのか、やっぱりキャンセル料のような形であまり残らない形になってしまふのか、その判断をいつごろというふうにお考えになっていますか。

○庶務課長（加藤保之） 令和2年度の海外交流事業につきましては、現在、予算を提案させていただいて実施をする予定でおりますが、コロナウイルス感染症の関係で今、非常に海外渡航ですかそういったことが難しくなっております。そういうことに現地のパース・モダン・スクールのほうとも連絡を取り合いまして情報共有をする中で、今後実施については事業を実施するかしないか、キャンセル料

がかかったりとか、そういういろんなことを含めて判断をしてまいりたいと考えております。時期につきましては、ちょっと今、情報収集をしている状況ですので未定ですけれども、いろんなことを含めた中で判断をしていきたいと考えております。

○委員（紅林由紀子）　なるべくなら、去年行けなかったから行ってほしいという気持ちもありますけれども、こればかりはそうもいかないので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○教育長（山下秀男）　現段階ではちょっと厳しそうかなという印象ですね。情報をやりとりしながらですね。

○庶務課長（加藤保之）　現在、先方と情報共有をしている中では、オーストラリアから日本へ海外研修旅行ということで出国をするということについては、オーストラリアの教育庁のほうから止めるようにというような通達が来ているという話でございます。

また、現在オーストラリア政府では、日本からの入国につきましては、入国後14日間の観察をしてからという形になっておりますので、そういった情報は今、情報共有を両国でしているところでございます。

○教育長（山下秀男）　そんな状況ということで、方向性が決まり次第、また直近の教育委員会で御報告をさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会の日程について事務局より連絡をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之）　令和2年度第4回昭島市教育委員会定例会につきましては令和2年4月16日、木曜日、午後2時30分より市役所庁議室において開催します。

○教育長（山下秀男）　次回の令和2年代4回教育委員会定例会につきましては、令和2年4月16日木曜日午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

あと来週、3月23日午前11時からの教育委員会第2回臨時会につきましては、プライバシーを取り扱う可能性もありますことから非公開で執り行いたいと思いますけれどもよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男）　では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和2年昭島市教育委員会第3回定例会をこれにて閉会といたします。お疲れ様でございました。

以上

年      月      日

署名委員

3番委員

4番委員

調整担当